

令和 8 年

第 7 回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時	令和 8 年 4 月 9 日（木）
	開会 16 時 00 分 閉会 16 時 46 分
場 所	福岡県庁 4 階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議 事

- 第21号議案 福岡県教育振興審議会への諮問について
第22号議案 福岡県教育振興審議会委員の人事について
第23号議案 福岡県社会教育委員の人事について
第24号議案 令和8年度福岡県教科用図書選定審議会委員の人事について

2 その他

- (1) 令和8年2月定例県議会について

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳
委 員：堤康博、久保竜二、松浦賢長、西田久美、池田早織

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 田中直喜、教育監 工藤宏敏、教育総務部長 日高吉三郎、教育振興部長
中嶋健一、副理事 中野一成、副理事兼総務課長 矢野勝也、教育イノベーション推進
課長 宮崎奈巳、義務教育課長 豊村謙治 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【寺崎教育長】

定足数に達しておりますので、ただ今から第7回教育委員会会議定例会を開催します。

本日の案件につきましては、お手元の画面に表示しているとおりです。

審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 西 田 委 員 が 挙 手 >

【西田委員】

はい。第２２号議案、第２３号議案及び第２４号議案につきましては人事に関する案件ですので、「非公開」とする発議をいたします。

【寺崎教育長】

ただいま、西田委員から「非公開」の発議がありましたので採決したいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

＜ 出席者全員が挙手 ＞

【寺崎教育長】

出席者全員賛成でございます。したがって、第２２号議案、第２３号議案及び第２４号議案につきましては「非公開」にて審議することといたします。

以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にてその他（１）及び第２１号議案を審議した後、非公開にて第２２号議案、第２３号議案及び第２４号議案を審議いたします。

それでは、その他（１）「令和８年２月定例県議会について」を田中副教育長、お願いします。

○その他（１）「令和８年２月定例県議会について」

【田中副教育長】

その他（１）令和８年２月定例県議会についてでございます。

＜ 田中副教育長が資料に沿って説明 ＞

【田中副教育長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

資料２２ページの②のスクールカウンセラーの役割のところですが、相談の窓口がワンストップである必要があると思います。相談があった際に「あっちで相談してほしい」、「うちは違います」とならないように、相談の内容が多少ずれていたとしても最初に相談があった窓口で相談を受け付け、支援につなげるようにしていただきたい

いと思います。

また、演習型授業とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

【田中副教育長】

演習型授業は、全校生徒を50人程度に分けて少人数で実施するものになります。困ったときのSOSの出し方等について具体例を提示しながら、演習を行います。

【堤委員】

模擬質問、模擬相談のようなデモンストレーションが必要だと思います。繰り返すことによって相談しやすくなると思います。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【池田委員】

不登校児童生徒についてです。出席扱いとされた不登校児童生徒の割合が13%弱とのことで少ないと感じます。8ページの⑤を見ると令和3年から周知をしているようですが、出席扱いとされた不登校児童生徒が低い割合でとどまっている点についてどのように考えていますか。

【豊村義務教育課長】

出席扱いとする要件を満たしている施設であると学校長が認めた場合に出席扱いとなるため、出席扱い等の要件について、毎年度市町村へ周知しております。また、保護者や生徒が頼ることのできる場所が、徐々にではありますが増えている状況のため、出席扱いとする生徒数は今後、数が増えていくものと考えています。

【池田委員】

不登校児童生徒や保護者に、自宅における学習活動を出席扱いとするためのプログラムを学校側から提示してあるのでしょうか。

【豊村義務教育課長】

学校が保有する情報は積極的に提供していきますが、家庭でどれだけICTを活用できるか、児童生徒がどんなことに意欲を感じるのかといった状況に応じて、個別の対応となります。その上で計画的な教育プログラムになっているか、社会的自立のためのプログラムになっているかを教育委員会と学校が相談して決定します。

【池田委員】

分かりました。ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【松浦委員】

近頃は保護者が出席を重要視していない傾向にあるようです。高校が出席をあまり重要視しない入試方法になっているためです。大学入試においても出席日数は特段求めておらず、その学校にあった人物かどうかを重要視しています。

【寺崎教育長】

ありがとうございます。御意見として頂戴いたします。

他に質問はございますか。

【久保委員】

資料1 1ページの性的ディープフェイクの問題について、このような事例はいじめと認定されるのでしょうか。刑事、民事事件といった面からも、加害者はどのような扱いとなるのでしょうか。

【豊村義務教育課長】

いじめ防止対策推進法により、被害にあった子どもが苦痛を訴える場合はいじめとして認知し、対処します。警察案件については、被害者が被害届を出すかどうかになると思います。

【久保委員】

分かりました。ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本件については終了といたします。

続いて、第21号議案「福岡県教育振興審議会への諮問について」を宮崎教育イノ

バージョン推進課長お願いします。

○第21号議案 福岡県教育振興審議会への諮問について

【宮崎教育イノベーション推進課長】

第21号議案、福岡県教育振興審議会への諮問について御説明いたします。

＜ 宮崎教育イノベーション推進課長が資料に沿って説明 ＞

【宮崎教育イノベーション推進課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

福岡県学校教育振興プランから学校という文言が取れているようですが、地域や社会が入るということで学校という文言は取ったのでしょうか。

また、この福岡県教育振興プランのようなものは5～6年くらいの周期で見直すものであると思いますが、ほかの都道府県はどのようにされているのか教えていただきたいです。

【宮崎教育イノベーション推進課長】

学校の文言を取ったところは委員の仰るとおり、広く教育を支えていくという観点から福岡県教育振興プランとしています。

見直しの周期についてですが、県によって10年のものもあれば、5年未満のものもあります。社会の変化に応じて柔軟な対応ができるような計画期間を審議していきたいと考えています。

【堤委員】

特に固定された期間はなく、それぞれの都道府県が県単位で考えて実施しているものということでよろしいですか。

【宮崎教育イノベーション推進課長】

法令上、地方公共団体が策定に努めるとされている、教育振興基本計画についても年限の定めはございません。地方の状況に応じてということになっており、都道府県ごとに様々な期間が設定されています。

【堤委員】

分かりました。ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

< 以降非公開審議となった >

○第 2 2 号議案 福岡県教育振興審議会委員の人事について

福岡県教育振興審議会委員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第 2 3 号議案 福岡県社会教育委員の人事について

福岡県社会教育委員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第 2 4 号議案 令和 8 年度福岡県教科用図書選定審議会委員の人事について

令和 8 年度福岡県教科用図書選定審議会委員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

(1 6 : 4 6)